

防府市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施要綱

平成13年5月25日制定

(目的)

第1条 本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、防府市とする。ただし、この事業を効果的に実施するため、事業の実施を防府市社会福祉協議会に委託するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者はおおむね60歳以上の高齢者とする。

(事業の内容等)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 高齢者の社会活動についての広報活動等
- (2) 文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興
- (3) スポーツ・娯楽活動、健康増進活動の推進、同好会等の育成及び関係団体等との連絡・調整
- (4) 木工・陶芸・手芸・園芸等の生産・創造活動の振興、高齢者教養講座及び中高年者健康生きがい講座等の開催
- (5) 高齢指導者（シニアリーダー）の活用事業
- (6) その他、本事業として適当と認められる事業

(事業実施にあたっての留意点)

第5条 この事業を実施するにあたり、次に掲げるものに留意することとする。

- (1) 本事業は、老人クラブ連合会をはじめとする各種団体の協力のもと、地域の元気な高齢者が中心となり、かつ主体的に活動のできる事業となるように配慮すること。
- (2) 学校の空き教室、農林漁業関係施設、さらには地域の優れた人材等、既存の「人、物」を有効に活用しながら事業を推進すること。

- (3) 本事業と推進機構が実施する事業とは相互に密接に関連するものであることから、推進機構との連絡調整を密にするとともに、事業を共同で実施するなど、相互の協力・支援体制を整備すること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月25日から施行する。